



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成25年4月30日

担
当

埼玉労働局労働基準部監督課
課長 友住弘一郎
主任監察監督官 布施武雄
電話 048-600-6204

監督指導 2,723 件のうち 3 分の 2 で法令違反を是正指導

- 平成 24 年の監督指導実施結果について -

埼玉労働局（局長 安藤よし子）では、平成 24 年において埼玉局内の 8 労働基準監督署が実施した定期監督等^{*1}の実施結果を以下のとおり取りまとめたので、発表します（詳細は別紙のとおり）。

1 平成 24 年 1 月から 12 月までの間に、各労働基準監督署において 2,723 事業場に対し定期監督等を実施し、そのうち、法令違反が認められた事業場は、1,797 件、66.0%に何らかの法違反が認められた。^{*2}

業種別の監督件数では、建設業が 804 件で最も多く、そのうち 470 件（58.5%）で法令違反が認められ、以下、製造業が 796 件（法令違反が認められたもの 568 件（71.4%））、商業が 525 件（同 361 件（68.8%））となっている。

2 法令違反の内訳は、労働時間に関するものが 657 件（監督実施事業場全体の 24.1%）で最も多く、以下、安全衛生基準に関するもの 497 件（同 18.3%）、安全衛生管理体制に関するもの 406 件（同 14.9%）、割増賃金に関するもの 364 件（同 13.3%）となっている。

業種別の法令違反の内訳としては、建設業では安全衛生基準に関するもの 256 件、製造業及び商業では労働時間に関するものが、それぞれ 247 件、166 件と最も多くなっている。

3 埼玉労働局では、管内の状況を踏まえつつ、長時間労働等の労働条件や安全衛生上の問題がみられる事業場に対し、引き続き積極的な監督指導を実施し、法定労働条件の確保・改善等を図ることとしている。

*1 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいう。この他に、労働者からの賃金未払等の申告に基づきその権利救済を目的に実施するもの（申告監督）などがある。

*2 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

1 監督指導の実施状況

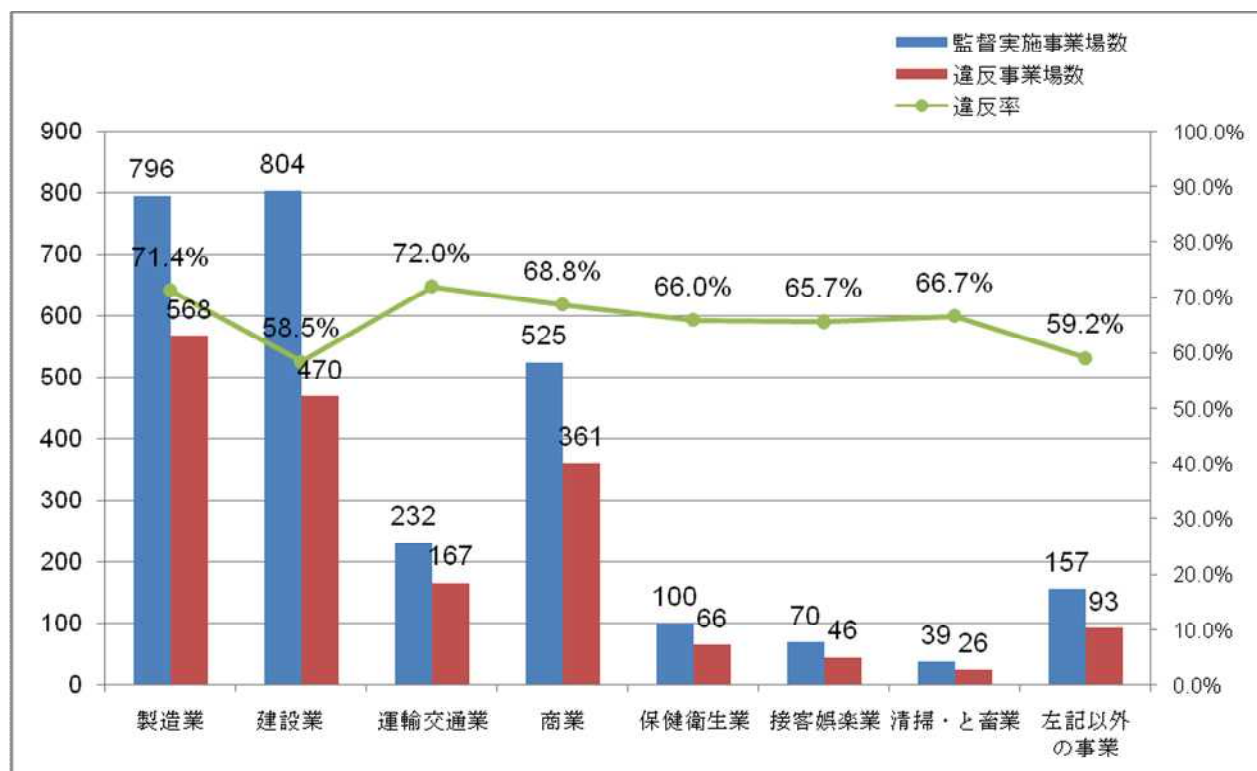
(1) 平成24年に埼玉局内の8労働基準監督署が法定労働条件の履行確保を目的として実施した定期監督等の件数は2,723件で、そのうち1,797件(66.0%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

また、労働災害発生の危険性が高い法令違反が認められた機械・設備等について、167件の使用停止命令等の行政処分^{*1}を行い、業種別でみると、製造業で73件、建設業で82件となっている。

(2) 業種別の実施状況は図1のとおりであり、建設業への定期監督等の実施件数は804件で、そのうち470件(58.5%)で何らかの法令違反が認められた。同じく、製造業は796件で、そのうち568件(71.4%)で、商業は525件で、そのうち361件(68.8%)で、運輸交通業は232件で、そのうち167件(72.0%)などとなっている。

*1 足場の作業床に手すりが設けられていないなどの法令違反が認められ、かつ、労働災害発生の危険性の高い機械・設備等について安全措置を講じるまで機械等の使用を停止したり、作業を禁止したりする行政処分のこと。

図1 平成24年 業種別監督実施状況



2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表1のとおりであり、法令違反が認められた事項

のうち、最も多かったのは労働時間に関するものであり、657件（24.1%）と、4分の1の事業場で法令違反が認められた。以下、安全衛生基準に関するもの497件（18.3%）、安全衛生管理体制に関するもの406件（14.9%）、割増賃金に関するもの364件（13.4%）と続いている。

表1 主な法令違反の状況

主な法令違反の状況	労働条件の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	安全衛生基準	定期自主検査	健康診断
	297	657	364	325	137	406	497	133	274
(比率)	10.9%	24.1%	13.4%	11.9%	5.0%	14.9%	18.3%	4.9%	10.1%

(2) 業種別の法令違反の状況は図2のとおりであり、建設業では安全衛生基準に関するもの256件など安全衛生上の問題点が多く、製造業では労働時間247件、安全衛生管理体制204件など労働条件・安全衛生双方の問題点がみられ、商業では労働時間166件、就業規則134件など、運輸交通業では労働時間123件など労働条件上の問題点が多くみられる。

図2 主要事項別の違反状況

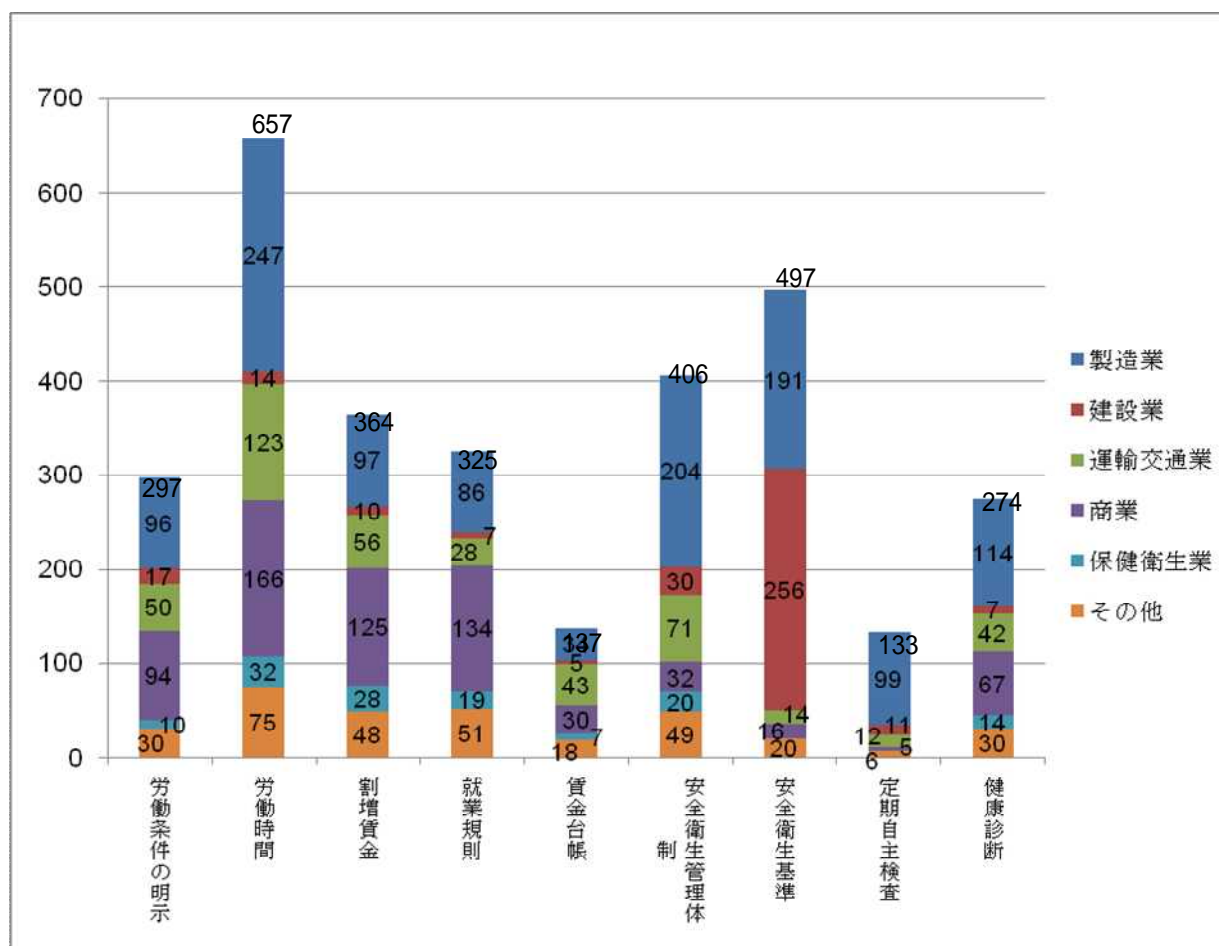


表2 主な法令違反の態様（参考）

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1 週 40 時間又は 1 日 8 時間）を超えて労働させている。 労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> 10 人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> 事業場ごとに賃金台帳を調整していない。 手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 機械に有効な安全装置を設けていない。 墜落防止用の手すり等を設けていない。 防毒マスク等の有害物質へのばく露防止措置を講じていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> 動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていない。 有機溶剤業務・石綿除去作業等の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。